# 1号特定技能外国人の受入れ手続の概要

## 海外から来日する外国人

- 新規入国予定の外国人 → 技能試験及び日本語試験に合格
- 技能実習２号を良好に修了した外国人 → 技能試験及び日本語試験は免除

## 日本国内に在留している外国人（中長期在留者）

- 技能実習２号を良好に修了した外国人 → 技能試験及び日本語試験は免除
- 留学生など → 技能試験及び日本語試験に合格

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請
※受入れ機関の職員等による代理申請

在留資格変更許可申請
※原則本人申請

## 地方出入国在留管理局

在留資格認定証明書交付

在留資格変更許可

〔外国人本人の要件〕
- ○ 18 歳以上であること
- ○ 技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習２号を良好に修了した外国人は免除）
- ○ 特定技能１号で通算５年以上在留していないこと
- ○ 保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
- ○ 自らが負担する費用がある場合，内容を十分に理解していること

など

査証申請

**在外公館**
査証発給

入国

〔入国後（又は在留資格の変更後），遅滞なく実施すること〕
- ○ 受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
- ○ 住居地の市区町村等において住民登録
- ○ 給与口座の開設
- ○ 住宅の確保

など

## 受入れ機関での就労開始